会　　則

第１章　総則

第１条　クラブは、オークモントゴルフクラブ（以下クラブという）と称する。

第２条　クラブは、株式会社オークモントゴルフクラブ（以下会社という）が経営する奈良県山辺郡山添村岩屋毛原地区所在のゴルフ場及びその付属施設を利用し、健全なゴルフの普及発展に努めるとともに、プレーヤーの体位の向上、健康の増進を図り会員相互の親睦に資すること及び地域社会発展に寄与することを目的とする。

第３条　クラブの事務所は会社内におく。

第２章　会員

第４条　１．クラブは、次の会員を以って組織する。

① 特別会員
② 正会員（個人、法人）
③ 正会員Ｃ（個人、法人）
④ 平日会員Ａ（個人、法人）
⑤ 平日会員Ｂ（個人、法人）
⑥ 平日会員Ｃ（個人、法人）
⑦ 平日会員Ｗ（個人、法人）
⑧ 名誉会員　第 12 条に記載する者

会員は、本ゴルフ場を利用する権利を有する。

２．特別会員、正会員及び正会員Ｃの数は併せて 2,100 名、平日会員Ａ、平日会員Ｂ、平日会員Ｃ及び平日会員Ｗの数は併せて 1,200 名とする。但し、将来コース増設の場合はホール数に比例して会員数を増員する。

第５条　特別会員は、会社の取締役会及び理事会が承認した者とする。

第６条　正会員は個人及び法人とし、執行理事会の承認を得て入会金（名義登録料）の払込みを完了し、会社の発行する優先株式６株券又は、普通株式 330 株を取得した者、もしくは既に預託金の払込みを完了した者とする。個人及び法人共に記名本人とする。

但し、１．所定の条件を満たす場合は代行登録者の施設利用を認めることができる。
２．正会員は、無記名制度を利用することができる。

第７条　正会員Ｃは個人及び法人とし、執行理事会の承認を得て正会員Ｃの権利を取得した者とする。個人及び法人共に記名本人とする。

第８条　平日会員Ａとは、個人及び法人とし、執行理事会の承認を得て入会金（名義登録料）の払込みを完了し、会社の発行する優先株式３株券又は、普通株式 165 株を取得した者、もしくは既に預託金の払込みを完了した者とする。個人及び法人共に記名本人とする。

但し、１．所定の条件を満たす場合は代行登録者の施設利用を認めることができる。
２．平日会員Ａは、無記名制度を利用することができる。
３．平日会員Ａは、月曜日～土曜日の平日（祝日を含む）に利用することができる。

第９条　平日会員Ｂとは、個人及び法人とし、執行理事会の承認を得て入会金（名義登録料）の払込みを完了し、会社の発行する優先株式１株券又は、普通株式 55 株を取得した者とする。個人及び法人共に記名本人とする。

但し、１．所定の条件を満たす場合は代行登録者の施設利用を認めることができる。
２．平日会員Ｂは、月曜日～金曜日の平日（祝日を含む）に利用することができる。

第 10 条　平日会員Ｃは個人及び法人とし、執行理事会の承認を得て平日会員Ｃの権利を取得した者とする。個人及び法人共に記名本人とする。

但し、平日会員Ｃは、月曜日～金曜日の平日（祝日を含む）に利用することができる。

第 11 条　平日会員Ｗは個人及び法人とし、執行理事会の承認を得て入会金（名義登録料）の払込みを完了し、平日会員Ｗの権利を取得した者とする。平日会員Ｗは平日会員Ｗ（個人・法人）、法人平日会員Ｗ４、平日会員ＷＴ（個人・法人）及び法人平日会員ＷＴ４の４種類とする。

平日会員Ｗ（個人･法人）及び平日会員ＷＴ（個人･法人）は、個人及び法人共に記名本人とする。

法人平日会員Ｗ４及び法人平日会員ＷＴ４は、無記名式とする。

１．平日会員Ｗは、月曜日～金曜日の平日（祝日を除く）に利用することができる。
２．平日会員ＷＴ及び法人平日会員ＷＴ４は、５年間の契約とする。

第12条　名誉会員は、以下の要件を満たした者とし、正会員、平日会員A、平日会員Bの別は従前の会員種別を承継するものとする。尚、名誉会員は一身専属とし、譲渡できない。

1．会員（法人の場合は登録者）として10年以上在籍し、かつ70歳以上の株式会員で、会員権を譲渡又は贈与（法人の場合は登録者変更を含む）した後も、会員として継続を希望する者。

2．代行登録者にあっては、名誉会員となる資格を有しない。

第13条　預託金は会社が預り保管運用する。預託金は無利息とし、入会後 10 年間据え置き、その後退会するとき請求により所定の手続をとった上返還する。

但し、1．天災地変その他不可抗力の事態などが発生した場合は、理事会の決議によって据置期間を延長することができる。

2．「入会後 10 年据え置き」は平成 11 年８月１日以降の入会者（譲受けによる名義変更者を含む）より適用するものとし、平成11年７月31日以前の入会者は改訂前の「払込完了後７年間」を適用する。

3．退会後に会社に対する預託金返還請求権を他に譲渡することはできない。

第14条　預託金を返還する場合は、年会費その他は返還せず、未納金若しくは未払い金のある場合は預託金と相殺する。

第15条　相続、譲渡及び法人会員における記名人の変更を受けるものはすべて執行理事会の承認を得て、所定の名義書換料を払い込み、会員となることができる。

第16条　年会費、名義登録料及び名義書換料その他の費用は会社及び理事会において決定する。但し、施設利用に関する料金は会社がこれを決定する。

第17条　会員は、次の場合その資格を喪失する。

1．譲渡、退会、除名、死亡。

2．法人会員が母体法人から退職した場合又は母体法人が解散した時。

第18条　会員が次の各号のひとつに該当した場合は、執行理事会の決議により除名若しくは一定期間の会員資格の停止処分を行うことができる。

1．クラブの諸規則に違反したとき。

2．クラブの名誉を傷つけ、又はクラブの秩序を乱したとき。

3．年会費や諸料金を３ヶ月以上滞納したとき。

4．暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員又はこれらの関係者であること、及び刺青があることが判明したとき、若しくはこれらの者と知りながらゲストとして紹介したとき。

5．その他、執行理事会において処分を至当と認める行為があったとき。

第３章　役員及び管理

第19条　クラブに次の役員を置く。理事長１名、理事若干名及び執行理事 10 名以内、常務理事１名、監事１名。役員はすべて名誉職とし、その任期は２ヵ年とする。但し、再任を妨げない。役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を継続して行う。

第20条　1．理事長は、理事の互選により選出し、クラブを代表して理事会を主宰し会務を統轄する。理事長に支障ある場合は常務理事が代行する。

2．執行理事会を設置しその構成は、理事長、常務理事、執行理事とする。

第21条　1．理事、常務理事、監事は特別会員、正会員、並びに会社役員の中から会社がこれを委嘱する。

2．執行理事は特別会員、正会員、並びに会社役員の中から理事会の承認を得て会社がこれを委嘱する。

第22条　理事会が必要と認めたときは、キャプテン、名誉書記及び名誉会計を置くことができる。キャプテンは理事並びに会員中より、又名誉書記及び名誉会計は理事中より選出し、理事長が委嘱する。

第23条　1．理事会は、クラブの管理運営に当るほか次の事項を、会社の諮問を受けて、審議決定する。

イ．本会則の改訂

ロ．本会則のための細則、細則Ｃ及び細則Ｗ並びに会務運営に必要な諸規則の制定改廃

ハ．その他クラブ運営に関する重要な事項

2．執行理事会は、日常のクラブ運営に関して次の事項を、会社の諮問を受けて、審議決定する。

イ．入会申込者の審査及び承認

ロ．クラブ委員会の設置、存続の審議及び決定

ハ．クラブ委員長及びクラブ委員の任命

ニ．各種委員会の活動状況の把握及び承認

ホ．その他、日常のクラブ運営上必要な事項

第24条　クラブに執行理事会の諮問機関として次の委員会を置くことができる。
1．グリーン委員会（コースの使用、維持及び保全に関すること）
2．フェローシップ委員会（諸規則の励行、クラブの秩序維持、会員の処分、新入会者の審査等に関すること）
3．ハンディキャップ委員会（ハンディキャップの審査決定に関すること）
4．コンペティション委員会（ゴルフ競技の企画並びに施行及びルールに関すること）
5．ハウス委員会（クラブハウスの維持及び食堂の運営に関すること）
6．キャディ委員会（キャディの採用、教育等に関すること）
委員は、執行理事会が会員の中から委嘱し、任期は２ヶ年とする。

第４章　会計

第25条　クラブの事業年度は、毎年４月１Ｈから翌年３月３１Ｈまでとする。

第26条　クラブの会計は会社がこれを行ない、入会金（名義登録料）などの収入及び資産並びに負債はすべて会社に帰属するものとする。

第５章　附則

第27条　本会則に附随する細則及び細則Ｃは別に定める。

第28条　1．本会則は1988年1月21日より施行する。
2．本会則は1993年4月19日付にて一部改訂。
3．本会則は1999年5月7日付にて一部改訂。
4．本会則は2000年5月8日付にて一部改訂。
5．本会則は2001年6月16日付にて一部改訂。
6．本会則は2004年5月14日付にて一部改訂。
7．本会則は2006年5月28日付にて一部改訂。
8．本会則は2011年6月18日付にて一部改訂。
9．本会則は2013年6月15日付にて一部改訂。
10．本会則は2014年11月29日付にて一部改訂。
11．本会則は2015年6月6日付にて一部改訂。
12．本会則は2018年12月31日付にて一部改訂。
13．本会則は2023年7月15日付にて一部改訂。